〈論　文〉

保育所によるソーシャルワーク支援[1]の可能性

――保育所へのアンケート調査からの考察――

土　田　美世子

1. はじめに

本稿では，保育所ワーカー[2]へのアンケート調査を通じて保育所に求められるソーシャルワーク機能の実施に対しての意識を探り，保育所でのソーシャルワーク支援について考察する。

1997年の児童福祉法改正で保育所職務として「地域子育て支援」が規定されて以来[3]，保育所でソーシャルワーク支援をいかに実施するか，が話題になってきた[4]。同改正時に，保育士の職務も「保育士の名称を用いて，専門的知識及び技術をもって，児童の保育及び児童の保護者に対する指導を行うことを業とする者」と規定され，保護者支援がその業務に加えられた。保護者の指導には，就学前の児童へのケアワークの提供とは違う技術が求められることについては異論がない。しかし，保育所で提供される「保護者の指導」がソーシャルワークの「相談援助」に該当するのか否かをはじめ，保育所のソーシャルワーク機能については様々な見解が存在する[5]。

一方では，地域における子育て不安，増加し続ける児童虐待への対策から，保育所がソーシャルワーク機能を発揮することには期待が寄せられている。2006年の児童福祉法改正により，市町村が児童・家庭相談における第一義的な窓口として位置づけられ，非行児童，被虐待児など，保護を要する児童とその保護者の地域での見守り，問題の発生予防，必要な支援の提供等の役割を市町村が担うこととなった。この対応を期待されるのが「要保護児童対策地域協議会」である。要保護児童対策地域協議会は市町村等の地方公共団体を主体とし，子どもに関わる地域の各関係機関が連携・協力することにより，地域での要保護児童への対策を行うことが規定されており，保育所もこの協議会のメンバーと認識されている[6]。保育所は，利用児童とその保護者との関わりを毎日継続してもつことが可能なことから，児童虐待の発見だけでなく，家族分離には至らない虐待傾向のある家族の見守り・支援等の役割を果たすことが求められている[7]。これに呼応し，2008年に改定された「保育所保育指針」の中で，要保護児童地域対策協議会において個別のケース検討などを行うこと，他機関と連携をとることが，保育所の職務として規定された[8]。

被虐待児の事例が事件として報道されるたびに，なぜ子どもにとって最悪の結果に至るまで対策を講じ得なかったのか，という非難が関係機関に向けられる。その裏返しとして，今後の防止対策としての保育所の日常的な見守り機能に対して寄せられる期待は高い。一方，保育所が被虐待児等の課題を抱える家族と関わるには，従来の保育室内でのケア技術だけでなくソーシャルワーク機能の実施が求められるが，保育所で誰がその支援の担い手になるのか，そもそも，保育所ワーカーがこの支援を実施するのか否かについては，現状では明確な答えが出されていない。本稿では，保育所にソーシャルワーク機能が求められる背景を整理した上で，保育所ワーカーへの意識調査をもとに，保育所でのソーシャルワーク支援の現状，実施される要件について考察する。

2. 保育所にソーシャルワーク機能が要請される背景

一般的には就学前児童の通所ケア施設として認

識されている保育所だが，今日の保育所は，①子どもとの関わり，②保護者とのかかわり，③地域との関係，の３つの側面において，ソーシャルワークの視点・機能が求められる。以下，詳細を述べる。

①子どもとの関わり：保育所には，障害児，被虐待児，外国籍児の保育等，より専門的ケア技術を要する保育が求められてきている。また，乳児保育を含めた一般保育の対象とされている子どもの中にも家庭環境に問題をもつケースが増えている。核家族化・地域社会の希薄化等による孤立した育児からくるストレス，経済状況の悪化に伴う家族生活上のストレス等，子育ては保護者にとって厳しい状況にある。子どもは家庭での保護者のストレスや不安を受け，それをそのまま保育所での生活に様々なトラブルや不安として示すことが多く，これまで保育所が教育の手段として重視してきた集団活動だけでなく，個別対応・支援を必要とする子どもが増加している。これらの子どもたちに安定した保育所生活を提供するためには，子どもの生活全体を視野に入れたケアの提供の他，子どもの生活環境の調整，保護者支援等の家庭環境の調整，子どもや保護者の抱える課題に応じた関係機関や専門職との連携・ネットワーク形成等，ソーシャルワークの機能の提供が求められる。子どもの生活全体からその課題を理解し，環境調整を要するケースの増加は，保育士が保育現場で（ソーシャルワーク支援の提供者ではないとしても）ソーシャルワークの視点をもつ必要性を示唆する。

②親を典型とする保護者との関わり：子どもの権利条約が掲げている「子どもは親に育てられる権利をもつ[9]」という条項は，保育所に新しい役割の境地を開いたといえる。子どもが親に育てられる権利をもつ以上，虐待傾向をもつ等完璧な親ではなくともその親を支え，親の子育ての支援を通じて子どもの権利を擁護していくのは，子どもの権利実現を価値としてもつ，保育所の新たな役割と考えられるからだ。このため，保育所には子どもだけでなく保護者を支援対象と捉え，「保護者が子育ての主体者たれるよう」支援していくことが求められる。

また，日本では，家庭環境に問題があるケースは家庭か，施設かの二者択一の中で施設処遇につながりがちだが，保育所は「支援を受けながらの家族保全」を可能にする地域資源としての可能性をもつ。才村（2008）は，虐待がいかに子どもにとってダメージをもたらすかを説く中で，保育所が適切に親を支援することによって虐待を芽の段階で防止し家族保全が図れることに注意を喚起し，保育所による家族支援の可能性，重要性について言及している。同様に，津崎（1996）は，虐待ケースの在宅指導の際にデイケア資源を確保することの重要性・有効性について言及している。

さて，虐待のような問題行動をもつ保護者を支援するには，従来の保育室内でのケア技術だけで対処することは不可能である。そこで，保育所ワーカーには，保護者のもつ課題を個人に帰するだけでなく社会との関わりで捉え，保育所だけではなく関係機関との連携の中で利用者を支えていくソーシャルワークの視点と機能の発揮が求められる。

③地域との関係：「地域子育て支援」という新しい機能が加わったことにより，従来は「保育に欠けない」として対象外であった地域の子育て中の親子が，保育所の支援対象となった。この機能を特化したのが保育所にも併設される「地域子育て支援センター」である[10]。センターは保護者と主に就学前児童が共に利用する形式をとるため，通所児童のケアは保護者が行い，担当する保育所ワーカーには保護者支援が重要な職務となる。

地域子育て支援は，社会福祉施設としての保育所機能を地域住民に還元する施設の社会化の観点からも，保育所の役割として規定することができる。実際，法定化される以前から，身近な地域に存在する社会福祉施設としてこの役割を積極的に果たしている保育所も存在した[11]。今日，全ての保育所が地域の子育て支援の拠点として，子育てのしやすい地域を目指して他の専門機関とネットワークを形成すること，子育て中の保護者に出会いの場を提供し，インフォーマルなサポートネットワークの形成を支援することが求められている。橋本（2003）は，地域子育て支援では，保育所ワーカーにソーシャルワークの機能の一つであ

るファシリテーターの役割が求められるとする。

3. 質問紙調査の前提となる調査

以上のような保育所に求められるソーシャルワークの機能は，保育所で具体的にどのように実施されうるのか。このことを考察するため，筆者は2001年から2002年にかけて保育所でのフィールドワークを実施した(12)。フィールドワークの対象となったA園は，日雇い労働者を始めとする不安定就労者が多く生活する地域にある。被虐待傾向にある子どもやDV被害家庭の子ども等，日常的な見守りを必要とし，子どもの安定した生活確保のためには保護者へのアプローチが欠かせない子どもが，高い割合で通所している。このため，A園では，様々な背景から問題行動を示す子どもや障害をもつ子どもへの保育所でのケアを実施し，保護者に対してはケアに関する相談援助の他，日常生活に関わる相談援助を行い，子どもと保護者の課題解決のため，地域の他の専門機関と定例連絡会の場をもちネットワークを形成している。また，子どもの地域生活を改良する視点から，住民の自治会活動に参加する等の活動を実施している。このような事実から，A園ではケアだけでなく，ソーシャルワーク機能を提供していると判断した。そこで，ソーシャルワーク機能の提供が実現可能となる基盤について，1年半にわたり参与観察によるフィールドノーツ(13)の作成・保育所ワーカーに対するインタビュー実施により，調査を行った。

フィールドワークによって得られた知見についての概略は以下のようなものである。

①A園では，「子どもの最善の利益が最優先される」という価値と理念を，保育所ワーカー全てが共有していた。その実現のためには，子ども1人1人の状況に応じた保育室内でのケアの提供，保護者が子育ての主体者足るための支援，保育所のある地域への働きかけ，の全てが不可欠であることについての合意のもと，子どもの抱える困難な状況については担任だけでなく保育所全体で対応する姿勢が明確であった。

②上記の考えを共有した上で，具体的な困難ケースの対応については，保護者に対する日常生活に関する相談・助言等は保育所長が担当し，子どものケア，及びケアに関する相談・助言については保育士が担当する，という役割分担が存在した。保育所長と保育士は日常的な情報交換のもとに支援方針を共有し，子ども・保護者それぞれに対し，矛盾のない連続した支援を提供していた。また，連絡会の事務局，専門機関との連絡調整等，地域とのネットワークのフロントは保育士所長が担当していた。

③子どもや保護者がもつ問題を保育所だけで解決するのではなく，地域の専門職団体からなる連絡会を設立し，ネットワークの中で解決していく姿勢が明確であった。

以上を元に，A園においてソーシャルワーク機能が発揮されている基盤として項目別にまとめたのが，aからfである。

a. 児童の発達支援を含んだ権利実現を最優先の価値としてもつ。

b. 子どもの生活全体を視野に入れ，保育技術を用いて子どもと関わり，子どもの保育所での生活を含む生活全体における権利実現を支援する。

c. 子育ての主体者たる保護者と，または保護者が子育ての主体者たれるよう支援し，子どもの権利実現に向けてパートナーシップを形成する。

d. 子どもの視点から保護者の関係性を含む子どもの環境を調整し，権利実現に向けて応答性を促進するよう働きかける。

e. 保護者の子育ての主体者たることを妨げている環境に応答性を促進するよう働きかける。

f. 子育て環境の改善・問題解決のために，子育て支援に関わる他機関とネットワークを構築する。

さて，先に述べたように，A園には生活課題を抱える利用児・者が多い。このため，A園の実施しているソーシャルワークの機能がA園特有のものなのか，他の保育所にも適用可能なのかについての検討が必要であると考えた。各保育所の立地条件や利用児・者は様々で，必ずしもソーシャルワークの機能を実施しているとは限らないが，A園のフィールドワークで抽出できた①，②，③の内容が，他の保育所においてどの程度受け入れられるものであるのかを検討し，また，項

目に示される保育所のソーシャルワーク機能の発揮についてどのような思いをもつのかを探るため，保育所に対する質問紙調査を実施した。

4. 調査の概要

(1) 調査方法

ⅰ) 質問紙作成の手続き

質問紙の項目は，フィールドワークから得た知見をもとに質問項目の枠組みを作成し，具体的な項目のワーディングのために，A 保育所の保育士，及び施設長からの聞き取り調査を再度行った。また，実際に作成した項目について回答してもらい，その意見・評価をもとに質問項目の再調整を行った。

ⅱ) 質問項目の作成

A 保育所でのフィールドワークから抽出した①，②，③の実現のために必要な行動を設定し，その行動が保育所の職務として該当すると思うか否か，を問う形式で質問紙を作成した。①から③の内容を行動レベルに変換するため，α．支援の際に依って立つ価値を保育所ワーカーが共有している　β．児童福祉施設である保育所の役割を，「子どもの権利」の実現と捉えている　δ．子どもの権利の実現のために，その阻害要因の「発見システム」「アセスメントシステム」「処遇システム」「モニタリングシステム」をもつ　ε．子どもの権利の実現を阻害する問題を，個ではなく，保育所の他の職員・他機関等と連携する中で解決していく，の４つのカテゴリーに分類した。さらに，それぞれのカテゴリーに，保育所で実行しようとした場合に求められる行動レベルのサブカテゴリーを設定し（α についてはサブカテゴリーなし），それぞれのカテゴリーから質問項目を作成した。各項目には，可能な限り反転項目を設けた。それぞれのサブカテゴリーは以下のとおりである。

α．支援の際に依って立つ価値を保育所ワーカーが共有している

β．児童福祉施設である保育所の役割を，「子どもの権利」の実現と捉えている

　β–1．保育所は，子どもの権利の実現に責務を持つ，と考えている

　β–2．子どもはその環境に大きく影響を受ける存在であり，子どもの権利の実現のためには環境調整が欠かせないことを理解し，親への支援・地域社会への支援を保育所の役割として捉えている

　β–3．保護者支援を重視し，子育てをめぐる保護者とのパートナーシップを形成する

δ．子どもの権利の実現のために，その阻害要因の「発見システム」「アセスメントシステム」「処遇システム」「モニタリングシステム」をもつ

　δ–1．地域の子どもが「保育に欠ける」場合，保育所で受け入れる

　δ–2．職員会議等で，子どもの問題を共通に理解している

　δ–3．子どもに対する支援を定期的に振り返り，点検している

　δ–4．保育所での処遇が不適な場合は，他の機関にリファーできる関係がある

ε．子どもの権利の実現を阻害する問題を，個ではなく，保育所の他の職員・他機関等と連携する中で解決していく

　ε–1．個々の子どもの問題に対し，保育所全体で取り組む姿勢が明確である

　ε–2．問題解決に際して，保育所の中で合意された役割分担がある

　ε–3．保育所だけでなく，他機関と問題を共有し，協同で解決しようとする

尚，質問紙の具体的な項目については，表 4. に提示する。

ⅲ) 回答形式

回答形式は，それぞれの項目について，大変そう思う，そう思う，どちらともいえない，そう思わない，全くそう思わない，の 5 検尺度で，自分の考えにあてはまるところに丸をつけてもらった。

ⅳ) アンケート調査の実際

調査対象：大阪府内の保育所保育所 493 箇所（大阪府保育所リストより，公立・私立別に 1/4 を抽出）。各保育所に，施設長用・保育士用の 2 部，計 986 部を配布した。

実施日：2002. 11 月，方法：自計式　郵送法

(2) 結果と考察

986のうち，回収されたのは416で，回収率は42.2%であった。回収率が50%を切ってしまったのは，年末の行事が控えている保育所の多忙な時期であったこと，40項目に加え，フェイスシートの記入が煩雑であったことも影響していると考える。

i) フェイスシート

a. 回答者の属性

表1に示す。副施設長は，特に公立保育所においては実質上施設長であることから，施設長・副施設を併せて「施設長」とした。また，実際にケアワークを提供する保育主任，保育士，フリー保育士を併せて「保育士」とした。

b. 経験年数

「保育士」としての経験年数を質問したため，施設長用については経験年数の無回答が多くなった。その他は，保育士用の質問紙に事務職・看護職の人が回答したケースである。

c. 年齢

全体的に保育士用の回答者のほうが，年齢層が若くなっている。保育士用の回答者として最も多いのは40歳代で，これは「保育士用」に保育主任が多く回答していることに関連していると考えられる。

ii) 回答の結果と考察

表4に，回答の単純集計を示す。「保育所が子どもの権利の実現に責任をもつ」という項目に対しては，83.4%の人が「非常にそう思う」「そう思う」と答えている。一方，地域子育て支援・保護者支援・他機関との連携の必要性については，理念としては保育所の役割と捉えているが，実際に対応する段階の意識，実行面では揺れがあることがうかがえる。例えば，「地域子育て支援に保育所が積極的に関わるべき」という項目については，92.3%の人が「そう思う」「非常にそう思う」と回答しているが，同時に，「子どもの保育に専念し余力があれば地域支援をするのがよい」という項目に対して，50.5%の人が「そう思う」「非常にそう思う」と答えている。さらに，「地域の保育に欠ける子どもを見つけて援助したことがある」という項目になると「全くそう思わない」「そう思わない」人が56.7%にのぼる。もっとも，この項目に関しては「思う」だけなのか「見つけて援助した経験」なのかについての判断があいまいでこれだけでの断定は早計ではあるが，理念と意識・実行面が一致していないことをうかがわせる結果となった。また，コミュニティワークに該当する「地域改良は保育所の仕事である」という項目には，「そう思う」「非常にそう思う」人が32.4%いるものの，半数近い46.4%の人が「どちらともいえない」と回答しており，地域改

表1　回答者の属性

職種	職名	小計	合計
施設長	施設長	186（44.7%）	220（52.9%）
	副施設長	34（ 8.2%）	
保育士	保育主任	91（21.9%）	191（44.0%）
	保育士	91（21.9%）	
	フリー	9（ 2.2%）	
その他		2（0.4%）	
無回答		3（0.7%）	
合計		416（100%）	

表2　経験年数

	施設長用	保育士用	計
4年以下	3	11	14
5–9年	9	23	32
10–19年	15	63	78
20–29年	45	67	112
30–39年	87	32	119
40年以上	4	1	5
無回答	54	2	56
	217	199	416

表3　年齢

	施設長用	%	保育士用	%	全　体	%
20–29歳	2	0.9	26	13.1	28	6.7
30–39歳	13	6.0	48	24.1	61	14.7
40–49歳	36	16.6	73	36.7	109	26.2
50–59歳	125	57.6	48	24.1	173	41.6
60–69歳	28	12.9	2	1.0	30	7.2
70歳以上	13	6.0	2	1.0	15	3.6
全体	217	100.0	199	100.0	416	100.0

表4　質問項目と回答一覧

質　問　項　目	全くそう思わない	そう思わない	どちらともいえない	そう思う	非常にそう思う
1．地域の子育て支援に保育所も積極的に関わるべきである	1(0.2%)	2(0.5%)	29(7.0%)	186(44.7%)	198(47.6%)
2．子どもの発達を支援するために，保育所が意図的に保育内容を提供することが大切だ	1(0.2%)	4(1.0%)	74(17.8%)	228(54.8%)	104(25.0%)
3．職員会議などでお互いの保育観や援助技術について話し，相互理解ができている	0(0.0%)	13(3.1%)	94(22.6%)	257(61.8%)	51(12.3%)
4．保育所での生活と家庭での生活は，独立して成立している	56(13.5%)	150(36.1%)	113(27.2%)	70(16.8%)	16(3.8%)
5．保育所の理念は，全職員に浸透している	2(0.5%)	18(4.3%)	80(19.2%)	264(63.5%)	50(12.0%)
6．保育所だけでの対処が困難なケースは，他の機関に紹介するのがよい	0(0.0%)	3(0.7%)	28(6.7%)	233(55.8%)	152(36.5%)
7．クラスの運営は，保育者各自の保育観に従って行うのがよい	47(11.3%)	214(51.4%)	111(26.7%)	35(8.4%)	4(1.0%)
8．利用児の保護者を支援するのは，保育所の仕事である	1(0.2%)	14(3.4%)	81(19.5%)	236(56.7%)	82(19.7%)
9．保育所のある地域が子どもの育ちに不適切な場合，地域を改良していくのは保育所の役割である	7(1.7%)	70(16.8%)	193(46.4%)	115(27.6%)	20(4.8%)
10．クラス運営は，第一にその担任が責務を持つべきである	7(1.7%)	41(9.9%)	62(14.9%)	255(61.3%)	49(11.8%)
11．複雑な問題を抱えた家庭は，保育所で対応するのは困難である	10(2.4%)	104(25.0%)	140(33.7%)	132(31.7%)	26(6.3%)
12．保育所の契約以外の子どもでも，子どもの福祉を守るために必要なときは保育所に入所させるべきである	2(0.5%)	23(5.5%)	109(26.2%)	226(54.3%)	47(11.3%)
13．地域の児童福祉に関わる他の機関と，定期的に交流がある	18(4.3%)	42(10.1%)	73(17.5%)	205(49.3%)	53(12.7%)
14．子どもの問題解決は，基本的にはクラス担任に任されている	28(6.7%)	150(36.1%)	92(22.1%)	139(33.4%)	6(1.4%)
15．保育所は，子どもの権利の実現に，責務をもつ	1(0.2%)	4(1.0%)	59(14.2%)	225(54.1%)	122(29.3%)
16．保育者はまず，子どもの保育に専念し，余力があれば地域支援をするのが良い	8(1.9%)	96(23.1%)	100(24.0%)	185(44.5%)	25(6.0%)
17．複雑な問題を抱えた保護者の支援は，所長（園長）や主任の仕事だと感じる	8(1.9%)	74(17.8%)	119(28.6%)	173(41.6%)	37(8.9%)
18．保護者に常識外れな言動があっても，まず，そのまま受け入れることが大切だ	9(2.2%)	72(17.3%)	148(35.6%)	164(39.4%)	20(4.8%)
19．地域の子どもの支援も重要だが，まず，保育所を利用している子どもの権利が優先されるべきである	1(0.2%)	47(11.3%)	140(33.7%)	195(46.9%)	31(7.5%)
20．親が子どもの福祉を阻害している場合，子どもの福祉を実現するよう親を支援するのも保育所の役割である	0(0.0%)	3(0.7%)	68(16.3%)	267(64.2%)	76(18.3%)
21．保育所だけでは解決が困難な問題は，他機関と協同して解決を考える仕組みがある	4(1.0%)	10(2.4%)	32(7.7%)	251(60.3%)	112(26.9%)
22．子どもの問題行動は，多くは家庭に原因があると思う	3(0.7%)	35(8.4%)	158(38.0%)	157(37.7%)	57(13.7%)
23．保育内容は子どもの興味やその日の状況を最優先して考えるべきだ	3(0.7%)	53(12.7%)	156(37.5%)	146(35.1%)	55(13.2%)
24．保育所で扱うのが困難な問題をもっている場合でも，子どもの福祉を守るためには，子どもを保育所に受け入れるべきだ	3(0.7%)	46(11.1%)	222(53.4%)	115(27.6%)	25(6.0%)
25．保育所で子どもを支援するためには，家庭の状況を知っておくことが必要である	0(0.0%)	0(0.0%)	9(2.2%)	215(51.7%)	190(45.7%)

26. 職員会議等で，個々の子どもの問題を共通に理解している	0(0.0%)	9(2.2%)	24(5.8%)	278(66.8%)	104(25.0%)
27. 保護者が支援を求めている場合は，提供することは保育所の使命である	0(0.0%)	7(1.7%)	90(21.6%)	247(59.4%)	68(16.3%)
28. 子どもの問題解決のためには，保育所全体で対応を考えることが必要だ	0(0.0%)	1(0.2%)	26(6.3%)	195(49.6%)	193(46.4%)
29. 地域住民，民生委員，その他の機関からの情報で，「保育に欠ける」子どもを受け入れたことがある	40(9.6%)	36(8.7%)	56(13.5%)	178(42.8%)	77(18.5%)
30. 困難なケースの保護者とも相談できる信頼関係がある	2(0.5%)	4(1.0%)	125(30.0%)	241(57.9%)	37(8.9%)
31. 子どもの問題によっては，他機関と協同していくことが必要だ	1(0.2%)	0(0.0%)	6(1.4%)	203(48.8%)	203(48.8%)
32. 子どもに対する支援を定期的に振り返り，点検している	1(0.2%)	13(3.1%)	89(21.4%)	246(59.1%)	58(13.9%)
33. 子どもの福祉を実現するためには，家庭との協同は欠かせない	1(0.2%)	0(0.0%)	3(0.7%)	172(41.3%)	239(57.5%)
34. 保育所での処遇が不適な場合は，他の機関に紹介できる関係がある	6(1.4%)	15(3.6%)	83(20.0%)	225(54.1%)	69(16.6%)
35. 保育所の職員が地域に出かけ，「保育に欠ける」子どもを見つけて援助したことがある	115(27.6%)	121(29.1%)	83(20.0%)	47(11.3%)	12(2.9%)
36. 所長（園長），主任，クラス担任で，困難なケースの相談に関する役割分担について合意がある	8(1.9%)	22(5.3%)	78(18.8%)	230(55.3%)	66(15.9%)
37. 保育所だけでの対処が困難なケースの場合は，他の機関から支援を受けながら，子どもを受け入れる体制がある	12(2.9%)	31(7.5%)	83(20.0%)	204(49.0%)	70(16.8%)
38. 子どもの問題行動が家庭の問題とつながっていると感じたときは，保護者と相談することができる	1(0.2%)	1(0.2%)	30(7.2%)	271(65.1%)	109(26.2%)
39. 保育者同士に信頼関係がある	3(0.7%)	0(0.0%)	42(10.1%)	279(67.1%)	92(22.1%)
40. 保育士は，ソーシャルワーカーである	5(1.2%)	20(4.8%)	102(24.5%)	213(51.2%)	65(15.6%)

表5 「子どもの権利の実現」「保護者への支援」「地域子育て支援」「保育所全体での取り組み」「他機関との連携」各項目に関連する回答

	全くそう思わない	そう思わない	どちらともいえない	そう思う	非常にそう思う
保育所は，子どもの権利の実現に責務をもつ	1(0.2%)	4(1.0%)	59(14.2%)	225(54.1%)	122(29.3%)
子どもの福祉を阻害している親を支援するのも保育所の役割である	0(0.0%)	3(0.7%)	68(16.3%)	267(64.2%)	76(18.3%)
複雑な問題を抱えた保護者の支援は所長等の役割である	8(1.9%)	74(17.8%)	119(28.6%)	173(41.6%)	37(8.9%)
地域の子育て支援に保育所も積極的に関わるべきである	2(0.5%)	1(0.2%)	29(7.0%)	186(44.7%)	198(47.6%)
子どもの保育に専念し，余力があれば地域支援をするのがよい	8(1.9%)	96(23.1%)	100(24.0%)	185(44.5%)	25(6.0%)
地域に出かけ「保育に欠ける」子どもを見つけて援助したことがある	115(27.6%)	121(29.1%)	83(20.0%)	47(11.3%)	12(2.9%)
保育所のある地域が子どもの育ちにとって不適切な場合，地域を改良していくのは保育所の役割である	7(1.7%)	41(9.9%)	193(46.4%)	115(27.6%)	20(4.8%)
職員会議等で，個々の子どもの問題を共通に理解している	0(0.0%)	9(2.2%)	24(5.8%)	278(66.8%)	104(25.0%)
保育所の理念は，全職員に浸透している	2(0.5%)	18(4.3%)	80(19.2%)	264(63.5%)	50(12.0%)

表6　施設長と保育士とで，意見の食い違いが大きかった項目

	そう思うで一致	そう思わないで一致	そう思うとそう思わないで不一致	判別不能(「どちらともいえないという回答)
子どもの問題解決は，基本的にはクラス担任に任されている	39(21.4%)	43(23.6%)	35(19.2%)	63(34.6%)
複雑な問題をかかえた保護者の支援は施設長の仕事だと感じる	51(28.0%)	10(5.5%)	34(18.7%)	85(46.7%)

良までを保育所の職務とするかどうかについては合意が得られていないことがうかがえる。保護者支援に関しては，「保護者が子どもの福祉を阻害しているときは親支援をするのは保育所の役割」という項目に関しては，「そう思う」「非常にそう思う」という人が82.5% を占めるが，同時に，「複雑な問題を抱えた保護者の支援は所長の仕事と感じる」という項目に「そう思う」「非常にそう思う」という人が50.5% をしめており，保護者支援に関して，保育所内で役割分担が必要であると考えている人が多いことがわかる。以上の項目を「保育所の理念の共有」と合わせて，表5に回答一覧よりピックアップして示す。

以上から，保育所がソーシャルワーク機能を実施することについて，理念としては合意しているが，どのように実施するか・どこまでが保育所の職務か，という実際面では様々な意見があることを確認した。

(3) ソーシャルワーク機能に対する保育所ワーカーの意識

以下，保育所ワーカーが，保育所のソーシャルワーク機能の実施に関してどのような意識をもつかについて，質問紙の結果から分析を試みた。

ｉ）施設長と保育士の意見の一致度

施設長用・保育士用，共に回収できた保育所は182あった。これらについては，A 園での概略で述べた，保育所内での理念の共有，職務の役割分担について考察するため，施設長と保育士の意見の一致度についても分析した。便宜上，「大変そう思う」「そう思う」を合わせて集計し，同様に，「そう思わない」「全くそう思わない」を合わせて集計した。結果，ほとんどの項目で，施設長用と保育士用の回答は一致度が高かった。しかし，保育士，所長，主任のそれぞれの役割については，施設長と保育士の間で不一致の割合が高かった(表6参照)。このことは，子どもの問題解決に関してはクラス担当保育士に任されるべきか否か，問題をかかえた保護者の支援に関しては施設長が担当すべきか否かで，同じ保育所内においても意見が一致していないことを示している。特に，保護者支援に関しては，施設長・保育士どちらかが「どちらともいえない」という回答（判別不能）をした保育所が50% 近いことから見ても，その対応について方針が確定していないことがうかがえる。

ii）保育所の役割意識に関する因子分析

a. 目的と手順

ｉ）により，保育士と施設長とで保育所の職務に対する認識が異なる可能性が示唆された。そこで，今回の質問紙により回答者がどのような意識をもっているのかを探るため，まず探索的因子分析を実施した。次に，抽出された各要因について，①日々のケアを担当する保育士と施設長の意識は異なるのか，また，②従来の職務とは異なる地域子育て支援に特化した支援を行う「地域子育て支援センター」の有無は保育所ワーカーの意識に影響するのかについて，抽出した因子ごとに，評定平均値を算出して，その値を2要因の分散分析により検討した。

b. 分析対象と内訳

回収された416部のうち，記入漏れなどのない365名の回収を分析に用いた。施設長の内訳は支援センター有り：62，支援センター無し：134，の計196，保育士の内訳は支援センター有り：56，支援センター無し：113，の計169，であった（表7)。

表7　職種（施設長・保育士）別×支援センターの有無

	支援センター有り	支援センター無し	計
施設長	62	134	196
保育士	56	113	169
計	118	247	365

c. 探索的因子分析の方法と結果

質問紙の40項目について，主因子法，プロマックス回転による探索的因子分析を実施した。その結果，固有値の推移と累積寄与率から，27項目による5因子を抽出した。5因子での累積寄与率は36.36%であった。

第1因子は，8.「利用児の保護者を支援するのは，保育所の仕事である」20.「親が子供の福祉を阻害している場合，子どもの福祉を実現するよう親を支援するのも保育所の役割である」の項目に高い負荷量を示していた。そこで第1因子を「保育所の使命」と命名した。第2因子は，34.「保育所での処遇が不適な場合は，他機関に紹介できる関係がある」13.「地域の児童福祉にかかわる他の機関と，定期的に交流がある」の項目に高い負荷量を示していた。そこで第2因子を「地域との連携」と命名した。第3因子は，33.「子どもの福祉を実現するためには，家族との協同は欠かせない」31.「子どもの問題によっては，他機関と協同していくことが必要だ」の項目に高い負荷量を示していた。そこで第3因子を「問題解決のための協同」と命名した。第4因子は3.「職員会議などでお互いの保育観や援助技術について話し相互理解がある」5.「保育所の理念は，全職員に浸透している」の項目に高い負荷量を示していた。そこで第4因子を「保育者の相互理解」と命名した。第5因子は，16.「保育者はまず子どもの保育に専念し，余力があれば地域支援をするのが良い」19.「地域の子どもの支援も重要だが，まず，保育所を利用している子どもの権利が優先されるべきである」の項目に高い負荷量を示していた。そこで第5因子を「保育所保育の優先」と命名した。各因子の信頼係数は，第1因子 $\alpha = .758$，第2因子 $\alpha = .714$，第3因子 $\alpha = .758$，第4因子 $\alpha = .700$，第5因子 $\alpha = .585$ であった。第5因子の信頼係数については，採用基準とされる.700よりも低い値を示しているが，項目数及び回答者数が少ない項目から構成されていること，また，複数行った探索的な因子分析の結果，累積寄与率や因子の命名困難な理由から採用しなかった3因子抽出や4因子抽出の因子分析でも同様の因子が確認されていたことから，今回は第5因子を採用した。因子分析の結果を表8に示す。

d. 保育所での職種・支援センターの2要因による分散分析

次に，「保育者の使命」，「地域との連携」，「子どもの問題解決のための協同」，「保育者の相互理解」，「保育所保育の優先」，の5つの因子が，ケア提供者，管理業務提供者として役割が異なる「施設長・保育士」により違いがあるか，また，保育所内での保育とは異なる機能の提供が求められることが想定される，地域子育て支援業務を特化して実施する「地域子育て支援センターの有り・無し」により影響を受けるかどうかを検討した。それぞれ5つの因子の項目評定平均値を求め，施設長・保育士の職務の違いの要因，地域子育て支援センターの有無を要因とする2×2の分散分析を行った。その結果を表9に示す。

「保育所の使命」に関しては，職種の主効果（施設長：$\bar{X} = 3.9$（$SD = 0.5$）＞保育士：$\bar{X} = 3.8$（$SD = 0.4$））が有意（$F(1,361) = 3.891$, $p < .05$），及び支援センターの有無による主効果（支援センター有り：$\bar{X} = 3.9$（$SD = 0.4$）＞支援センター無し：$\bar{X} = 3.8$（$SD = 0.3$））が有意（$F(1,361) = 5.289$, $p < .05$）であった。よって，施設長，支援センターをもつ保育所職員の方が，保育所の使命について強く意識しているということができる。

「地域の連携」に関しては，支援センターの有無による主効果（支援センター有り：$\bar{X} = 3.6$（$SD = 0.6$）＞支援センター無し：$\bar{X} = 3.5$（$SD = 0.4$））に有意な傾向（$F(1,319) = 3.180$, $p < .10$）が見られた。これにより，支援センターをもつ保育所の方が，地域との連携を強く意識している可能性が示唆された。「子どもの問題解決のための協同」については，交互作用，主効果とも見られなかった。よって，この項目についての職種・支援センターの有無についての差は今回，確かめられなか

表8　保育所の業務に関する因子分析結果

	F1	F2	F3	F4	F5
R1：保育所の使命					
8．利用児の保護者を支援するのは保育所の仕事である	**.677**	.188	.319	.148	−.202
20. 親が子どもの福祉を阻害している場合，子どもの福祉を実現するよう親を支援するのも保育所の役割である	**.644**	.237	.434	.159	−.196
15. 保育所は，子どもの権利の実現に，責務をもつ	**.561**	.261	.418	.077	−.060
1．地域の子育て支援に保育所も積極的に関わるべきである	**.541**	.187	.269	.075	−.204
27. 保護者が支援を求めている場合は，提供することは保育所の使命	**.513**	.237	.320	.060	−.028
2．子どもの発達を支援するためには，保育所が意図的に保育内容を提供することが大切だ	**.502**	.143	.247	.162	−.167
9．保育所のある地域が子どもの育ちに不適切な場合，地域を改良していくのは保育所の役割である	**.483**	.317	.165	.122	−.241
24. 保育所で扱うのが困難な問題をもっている場合でも子どもの福祉を守るためには，子どもを保育所に受け入れるべきだ	**.386**	.075	.159	.120	.040
R2：地域との連携					
34. 保育所での処遇が不適な場合は他の機関に紹介できる関係がある	.224	**.727**	.287	.286	−.067
37. 保育所だけでの対処が困難なケースの場合は，他の機関から支援を受けながら，子どもを受け入れる体制がある	.348	**.636**	.332	.349	−.156
13. 地域の児童福祉に関わる他の機関と，定期的に交流がある	.260	**.556**	.178	.207	−.151
21. 保育所だけでは解決が困難な問題は，他機関と協同して解決を考える仕組みがある	.324	**.550**	.305	.190	−.065
35. 保育所の職員が地域に出かけ，「保育に欠ける」子どもを見つけて援助したことがある	.020	**.471**	.073	.259	−.132
29. 地域住民，民生委員，その他の機関からの情報で，「保育に欠ける」子どもを受け入れたことがある	.120	**.444**	.222	.187	−.019
R3：子どもの問題解決のための協同					
33. 子どもの福祉を実現するためには，家庭との協同は欠かせない	.377	.223	**.756**	.203	−.031
31. 子どもの問題によっては，他機関と協同していくことが必要だ	.349	.398	**.681**	.092	−.087
28. 子どもの問題解決のためには，保育所全体で対応を考えることが必要	.448	.144	**.586**	.265	−.029
25. 保育所で子どもを支援するためには家庭の状況を知っておくことが必要	.412	.210	**.579**	.235	.028
38. 子どもの問題行動が家庭の問題とつながっていると感じたときは保護者と相談することができる	.199	.337	**.555**	.391	.013
R4：保育者の相互理解					
3．職員会議などでお互いの保育観や援助技術について話し相互理解がある	.100	.257	.138	**.739**	−.124
5．保育所の理念は，全職員に浸透している	.252	.289	.206	**.617**	−.016
39. 保育者同士に信頼関係がある	.094	.308	.283	**.548**	.043
26. 職員会議等で，個々の子どもの問題を共通に理解している	.206	.272	.368	**.498**	−.003
R5：保育所保育の優先					
16. 保育者はまず子どもの保育に専念し，余力があれば地域支援をするのが良い	−.210	−.060	−.117	−.023	**.660**
19. 地域の子どもの支援も重要だが，まず，保育所を利用している子どもの権利が優先されるべきである	−.206	−.135	−.148	−.126	**.593**
22. 子どもの問題行動は，多くは家庭に原因があると思う	−.160	−.122	.088	.040	**.436**
23. 保育内容は子どもの興味やその日の状況を最優先して考えるべきだ	.118	−.067	.239	.036	**.407**
累積寄与率	18.20%	24.52%	29.73%	33.27%	36.36%

表9　保育所での職種・支援センターの2要因による職務選択の分散分析表

保育所の使命	職種による主効果	$F(1,361)$	3.891*	施設長＞保育士
	支援センターの有無の主効果	$F(1,361)$	5.289*	支援センター有＞無
	交互作用	$F(1,361)$	.029 n.s.	
地域との連携	職種による主効果	$F(1,319)$	1.343 n.s.	
	支援センターの有無の主効果	$F(1,319)$	3.180†	支援センター有＞無
	交互作用	$F(1,319)$	.031 n.s.	
問題解決のための協同	職種による主効果	$F(1,376)$	.436 n.s.	
	支援センターの有無の主効果	$F(1,376)$	2.326 n.s.	
	交互作用	$F(1,376)$	.056	
保育者の相互理解	職種による主効果	$F(1,382)$	7.495**	施設長＞保育士
	支援センターの有無の主効果	$F(1,382)$	.559 n.s.	
	交互作用	$F(1,382)$	1.229 n.s.	
保育所保育の優先	職種による主効果	$F(1,378)$	5.755*	保育士＞施設長
	支援センター有＞無	$F(1,378)$	1.937 n.s.	
	交互作用	$F(1,382)$	1.330 n.s.	

†$p<.10$　*$p<.05$　**$p<.01$

った。

「保育者の相互理解」に関しては，職種の主効果（施設長：$\bar{X}=4.0$（$SD=0.3$）＞保育士：$\bar{X}=3.9$（$SD=0.3$））が有意（$F(1,382)=7.495$, $p<.01$）であった。よって，施設長の方が「保育者の相互理解」について強く意識していることがわかった。「保育所保育の優先」については，職種の主効果（保育士：$\bar{X}=3.5$（$SD=0.5$）＞施設長：$\bar{X}=3.4$（$SD=0.4$））が有意（$F(1,378)=53755$, $p<.05$）であった。よって，保育士の方が「保育所保育の優先」について意識しているということができる。

e. 考察

以上の結果から，次のことが示唆された。

保育所は，「保育所の使命」，「地域との連携」「子どもの問題解決のための協同」「保育者の相互理解」「保育所保育の優先」について，保育所の職務ととらえている。しかし，施設長と保育士とでは，その意識に差がみられた。

施設長は，保育所の運営・職員集団の管理という立場にあるためか，地域連携・保育者の相互理解という内容を，保育所の必要な役割であると保育士より強く意識していた。一方，保育士は，「保育所保育の優先」に対して差異があり，実際に日々保育で接する子どもの支援について，保育所の役割としてより強く意識していた。このことは，日々子どもに接する保育士がケアワークを担当し，クラス担任等をもたない立場の施設長等がソーシャルワーク支援に当たる，という役割分担が，保育所において検討可能なことを示す。また，支援センターを設置する保育所の方が地域連携についての意識が強い可能性があることもわかった。これは，実際に地域支援を特化して実施することで，そのことを保育所の役割としての認識が強まる可能性を示唆する。

「子どもの問題解決への協同」について施設長・保育士で差が見られなかったことは，双方がこの項目を保育所の役割として重視している可能性をもち意義深いが，保育者の相互理解については差がみられた。保育士側に相互理解についての感覚が少ないのは，個々の保育者の保育内容についての独自性を重視しているからかもしれない。一方で，子どもの問題状況を同じ理念に照らして共通に理解することは，保育所の中での役割分担，及び保育所全体としての地域との連携をしていく上で必要となる内容であり，保育者の相互理解，理念の共有は今後の課題であるといえよう。

5. 今後の課題

今回の調査は，フィールドワークから得た知見をもとに，保育所で実行するソーシャルワークに対する保育所ワーカーの主に「意識」を問うたも

ので，実際に「意識通りの支援が実施されているか」は確認できない。また，調査時期から時間が経過しており，現時点での保育士の意識と同様であるかについては，再調査が必要であろう。

少子化対策として「地域子育て支援」が保育所の役割と位置付けられて10年以上が経過した。今回の調査では，地域支援・連携を保育所の役割としてとらえつつも，施設長に比べ保育士は「保育所保育」を重視する傾向が確認できた。一方で「地域子育て支援センター」があることで保育所の役割，地域連携についての意識が高まるという可能性は，支援センターでの職務を経験することにより保育士がその重要性に気づくという可能性を示唆しており，興味深い。

本稿の目的である保育所でのソーシャルワーク支援の実施については，子どもの権利の最優先という価値と理念の共有のもと，施設長がソーシャルワーク支援を，保育士がケアワークをという役割分担として実施する可能性について言及しておきたい。この際，子どもの生活の全体性から環境との相互作用に働きかけるという，ソーシャルワークの視点の共有が重要になる。一方では，施設長は必ずしもソーシャルワークの専門教育を受けているとは限らず，子どもの地域生活全般への支援を保育所が提供するには，学校ソーシャルワーカーと同様，保育所にソーシャルワークの専門職を配置することも今後検討すべきであると考える。

注

(1) ソーシャルワークの技術を用いた支援，という意味で「ソーシャルワーク支援」という表現を用いる。

(2) 保育所所長は必ずしも保育士資格をもつとは限らないため，ここでは主に保育所の施設長と保育士を合わせて「保育所ワーカー」と表記する。

(3) 児童福祉法第48条の3　保育所は，当該保育所が主として利用される地域の住民に対してその行う保育に関し情報の提供を行い，並びにその行う保育に支障がない限りにおいて，乳児，幼児等の保育に関する相談に応じ，及び助言を行うよう努めなければならない。

(4) 2003年厚生労働省に設置された「次世代育成支援施策の在り方に関する研究会」は，その報告書の中で，保育について次のように記している。「保育所が地域の子育てを支え，助ける存在として地域に開かれたものとなるとともに，家庭の子育て力の低下を踏まえ，ソーシャルワーク機能を発揮していくことが必要（2003，次世代育成支援施策の在り方に関する研究会報告書，P5，ぎょうせい）。」

(5) 詳細については，次を参照。土田美世子（2006）エコロジカル・パースペクティブからみた保育実践，ソーシャルワーク研究34–1号：33–42.

(6) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長発0331第6号（2010）「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針について」

(7) 雇児発0324第1号（2010）「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」に明記。2008年に提出された「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について（厚労省雇用均等・児童家庭局）」

(8) 保育所保育指針，2008，厚生労働省告示第141号，第6章。尚，これまで通知であった保育士所指針は2008年の改正で告示化され，実施に関してより拘束力の強い位置づけとなった。

(9) 児童の権利に関する条約（1989年国連総会採択），前文には「……児童が，その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため，家庭環境の下で幸福，愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め，……」と記されている。

(10) 厚生労働省令37（2009）施行規則第1条の7「地域子育て支援拠点事業」による。事業の詳細については，以下の厚生労働省ホームページを参照。http：//www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/kosodate 05/pdf/kosodate_sien.pdf.

(11) このことについては，次を参照されたい。土田美世子（2005）「保育所機能の歴史的変遷と子育て支援保育」京都光華女子大学研究紀要第43号：161–179.

(12) この調査の詳細については，前述書「エコロジカルパースペクティブによる保育実践」参照。

(13) フィールドワークについては，佐藤（2002）の文献に従い，フィールドノーツという用語を用いた。

引用文献

橋本真紀，2003，「地域子育て支援センター職員の専門性に関する考察（2）」『聖和大学論集　教育学

系』31：1–13.
才村純，2008，『図表でわかる子ども虐待－保育・教育・養育の現場で活かすために』明石書店.
佐藤郁哉，2002，『フィールドワークの技法』新曜社.
津崎哲郎，1996，「変容する家庭と子どもの危機－背景・原因・対応　児童虐待を例にとって－」『社会福祉研究』67：45–52.

参考文献

橋本真紀・扇田朋子・多田みゆき・藤井豊子・西村真美，2005，「保育所併設型地域子育て支援センターの現状と課題」『保育学研究』43（1）：76–88.
金子恵美，2007，「地域子育て支援拠点におけるソーシャルワーク活動－地域子育て支援センター全国調査から－」『日本社会事業大学研究紀要』54：129–150.
柏女霊峰・山縣文治編，2002，『家族援助論』ミネルヴァ書房.
柏女霊峰，2003，『子育て支援と保育士の役割』フレーベル館：125–135.
三沢直子，1997，「子育てに対するソーシャルサポートの必要性」，『現代のエスプリ　ソーシャルサポート』363：153–163.
野澤正子，1997，「子育て支援概念と保育所保母の方法技術」『社会問題研究』46：1–19.
大日向雅美，2005，「第4章　子育ての変遷と今日の子育て困難」大日向雅美・荘厳舜哉編『子育ての環境学』大修館書房.
才村純，2007，「児童相談所における家族再統合援助の実施体制のあり方に関する研究」平成17年度日本子ども家庭総合研究所チーム研究，『平成17年度日本子ども家庭総合研究所紀要』42：147–174.
才村純，『保育所　学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究』，平成18年度厚生労働科学研究，日本子ども家庭総合研究所.
土田美世子，2003，「保育所保育士の職務についての考察」『子ども家庭福祉学』26(103)：17–24.
山縣文治，2005，「地域子育て支援に求められる拠点機能」『月刊福祉』：24–27.